

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3. 河川整備計画の目標に関する事項

土器川水系河川整備計画（以下、「本整備計画」という）は、土器川水系河川整備基本方針に基づき、土器川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。

3-1 河川整備の基本理念

土器川は、過去に幾度も流路を変えた暴れ川で、生命や財産を脅かしてきた。たび重なる洪水災害に対して、戦後、香川県による改修事業が着手され、その後、国による改修事業の着手以降、約50年が経過した。この間継続して計画的に治水対策を進め、主に脆弱な堤防の断面拡幅・築造、水衝部等の護岸整備を実施してきた。しかし、いまだ洪水を安全に流下させるために必要な流下断面や堤防断面が不足する箇所や、洪水のたびに全川的に護岸崩壊、河岸侵食が発生するなど、河川整備が十分ではない区間が残り、治水上の課題が多い。

一方で、水資源の限られた地域での貴重な水利用の基盤をなし、昔からの慣行水利や伏流水取水など、現在も河川水を余すことなく利用されているため、水の少ない河川環境となっており、動植物の生息・生育・繁殖において厳しい河川環境となっている。

また、土器川の河川敷には、河川利用を目的とした多くの親水施設が整備され、年間を通じて多くの地域住民に利用されており、都市近傍の自然とふれあえる貴重な河川空間となっている。さらに、河床に広がるレキ河原は、飯野山（讃岐富士）や沿川の田園と一体となって土器川の特徴的な河川景観を形成している。

このような土器川の現状、特徴及び課題を踏まえ、河川整備の基本理念は、洪水や高潮等から人命や財産を守り、水利用も含め、地域住民が安全で安心できる川づくりを目指すとともに、地域と一体となった河川環境や景観の保全に努め、さらに、人々が憩い・楽しむ・学べる川づくりを目指すこととする。

このため、関係機関や地域住民との情報の共有、連携の強化を図りつつ、治水・利水・環境上のさまざまな課題について調和を図りながら、各施策を総合的に実施する。

河川整備の基本理念

○安全で、安心できる川づくり

洪水、高潮等のさまざまな水害から地域住民の人命と財産を守り、人々が安心して暮らせる地域の実現に向け、急流河川である土器川の特徴を踏まえた各種治水対策を展開し促進するとともに、整備した河川管理施設の機能維持を図り、さらに管理を高度化するための施策を講ずる。また、水利用も含め、関係機関や地域住民と連携しながら地域一体となって、安全で、安心できる川づくりを目指す。

○地域と一体となった土器川の河川環境の保全

古くから水が少ない瀬切れ河川にあって、貴重な溜まり、河畔林や水辺植生、河口干潟など、土器川が有する特徴的な現状の河川環境を保全する。また、関係機関と連携を図り、支川、出水^{ですい}、ため池等を結ぶ地域と一体となった河川環境、景観の保全に努める。

○人々が憩い・楽しむ・学べる川づくり

広い河川敷や霞堤などが存在する土器川の河川空間の独自性を発揮して、レクリエーション活動や自然体験活動、環境学習等の場としての機能を高め、人々が憩い・楽しむ・学べる川づくりを目指す。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-2 河川整備計画の対象区間

本整備計画は、河川管理者である四国地方整備局長が河川法第16条の2に基づき、河口から18.85km（表-3.2.1及び図-3.2.1参照）の土器川水系の国管理区間を対象に定めるものである。

表-3.2.1 計画対象区間（国管理区間）

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
土器川	左岸：香川県仲多度郡まんのう町炭所西2332番地先 右岸：香川県仲多度郡まんのう町炭所西 289番地先	海（河口）	18.85

注) 左岸：土器川の西側、右岸：土器川の東側



図-3.2.1 河川整備計画対象区間

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画の対象期間はおおむね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、今後の洪水の発生状況、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標

(1) 洪水対策

1) 洪水を安全に流下させるための対応

土器川において洪水を安全に流下させるためには、過去の水害の発生状況、流域の重要度やこれまでの整備状況を総合的に勘案し、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、上下流の治水安全度のバランスを確保しつつ段階的かつ着実に整備を進め、洪水による被害に対する安全性の向上を図ることとする。

整備の推進にあたっては、上流部の河川改修による下流部への流量増加によって被害を増大させないよう、上下流のバランスを確保しつつ、堤防整備や河道拡幅の治水事業を計画的に実施し、洪水はん濫による浸水被害を防止する。

土器川においては、戦後最大流量を記録した平成16年10月の台風23号と同規模の洪水を流下させるとともに、上下流の治水安全度のバランスが確保されることにより、基準地点祓川橋より下流において1,250m³/sの洪水を安全に流下させる。

ただし、整備の目標を超える規模の洪水が発生した場合は、被害発生の危険性は避けられないため、関係機関や地域住民と連携し、被害の軽減に向けた取り組みを推進する。

2) 局所的な深掘れ・河岸侵食への対応

局所的な深掘れや河岸侵食に対して著しく安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた対策及び河川敷幅の確保、低水護岸、根固等の工法を適切に組み合わせた整備を計画的に実施し、堤防の決壊にともなう甚大な浸水被害を防止する。

3) 安全性が不足する堤防への対応

堤防整備区間において、洪水時の雨水や河川水の堤防への浸透に対する安全性の点検の結果を踏まえ、堤防の安全性が不足する箇所については、危険性の解消に向けた堤防補強等の対策を必要に応じて実施し、堤防の決壊にともなう甚大な浸水被害を防止する。

4) 大規模地震への対応

今世紀前半に発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震等のプレート境界型の地震等も含めた現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を許容するなどの考え方を踏まえて、地震時における河川構造物への影響を検討する。その結果、地震後の津波や洪水等により甚大な浸水被害の発生が予想される河川構造物については、必要な対策を実施することにより被害を軽減する。

(2) 危機管理への対応

計画規模を超える洪水や整備途上に施設能力以上の洪水のほか、高潮及び地震や津波が発生した場合においても、被害を最小限に抑えるために、関係機関や地域住民へ迅速かつ的確な河川情報を提供するとともに、関係市町が作成したハザードマップの活用への技術的支援、関係機関と連携した水防活動への支援、津波防災地域づくりの推進に関する支援、自治体との防災体制・連絡体制の強化など、災害時のみならず平常時から防災意識の向上を図るとともに、垂水防災ステーションの活用や必要な資機材の確保、光ファイバー網等の整備により被害の軽減に努める。

3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

(1) 流水の正常な機能の維持

流水の正常な機能を維持するために必要な流量（以下、「正常流量」という）については、瀬切れの発生や独特な取水形態により定常的な取水となっていないことなどから現状では設定が困難であるため、今後、河川及び流域における諸調査を踏まえ、流水が伏流している河川の特性と動植物の生息・生育・繁殖に必要な流量との関係を把握するとともに、関係機関と連携し水利用の実態の把握に努め、さらなる調査・検討を進める。

(2) 河川水の適正な利用

河川水の適正な利用については、渇水時の農業被害等を最小限に抑えるため、情報共有、情報伝達体制を整備するとともに、関係機関と連携して水利用に関する調整に努め、さらなる調査・検討を進める。

3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

土器川は、昔から水が少なく瀬切れが頻発する厳しい河川環境にあるものの、河床に広がるレキ河原、点在する貴重な溜まり、水辺と一体となった河畔林、さらには河口干潟及び汽水域環境などの特徴的な河川環境を形成している。

また、土器川のレキ河原は、沿川に広がる開放的な田園やランドマークとしての飯野山（讃岐富士）などと一体となった特有の河川景観を形成している。

さらに、土器川は、都市近郊の貴重なオープンスペースとなっており、身近な自然空間として、河川敷や霞堤空間の親水施設などで、地域住民の利用が多い。

このため、河川環境に関する目標としては、平成元年3月に策定された「土器川水系河川環境管理基本計画」の基本理念を踏まえ、現在の土器川に形成される貴重な動植物の生息・生育・繁殖環境及び河川景観の保全に努めるとともに、将来にわたり、レクリエーション活動や自然体験活動、環境学習等の場として適正な河川利用が図られるように、関係機関や地域住民と連携し、人々が憩い・親しめ・学べる川づくりに努める。

また、これらの目標の実現に向け、河川環境に関する基礎情報を活用し、治水・利水・環境との整合を図りつつ、今後も継続したモニタリングの実施により環境の評価を行い、環境保全に向けた対策等を必要に応じて関係機関や地域住民と連携しながら行う。

なお、河川工事等の際には「多自然川づくり」の理念に基づき、地域の歴史・文化との調和に配慮するとともに、現状の河川環境への影響を最小限に留める保全対策に努める。

(1) 動植物の生息・生育・繁殖に関する目標

河川における環境の整備と保全に関しては、厳しい河川環境にあって特徴的な土器川の河川環境を保全することを目的に各種対策を実施し、土器川の特徴的な環境に依存する動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に努める。また、河川工事の実施においては、河川環境に与える影響を最小限に抑えるよう努める。

区間別の目標は以下のとおりとする。

1) 土器川中流域（大川頭首工～国管理区間上流端）

土器川中流域は、山間部から扇状地へ抜ける扇頂部で、谷底平野を流れる河川は堤防を有しない掘込河道形状となっている。河床には岩が露出し、良好な水質の水域が常時維持され、河岸のムクノキ、エノキ等の河畔林と一体となった多様な河川環境を形成しており、アカザ、ムギツクなどの魚類、ニホンヒキガエルなどの両生類やグンバイトンボなどの昆虫にとって良好な生息・成育・繁殖環境となっている。

このため、良好な水質で多様な水際・水域環境及び治水に影響のない範囲で河畔林の保全に努める。

2) 土器川下流域（土器川潮止堰～大川頭首工）

土器川の下流域は、流水が伏流して日常的に瀬切れが発生し、高柳橋から中方橋間では年間平均で約200日以上も瀬切れが発生する反面、洪水流は流速が速いため、魚類や他の水生生物には非常に厳しい生息環境となっている。

しかし、河床に広がるレキ河原は、イヌハギ、カワラケツメイなどの植物が生育し、イカルチドリなどの鳥類の繁殖場となっている。一方、瀬切れ区間に点在する溜まりは、ムギツク、シマドジョウ、オオヨシノボリなどの魚類の貴重な生息・成育環境となっている。

このため、動植物の貴重な生息・生育環境である溜まり及びレキ河原の保全に努める。

また、地域と一体となった広域的な自然環境の形成に向け、土器川周辺における出水と本川を結ぶ支川「水路ネットワーク」の魚類等の生息環境の調査・把握を進める。

3) 土器川下流汽水域（河口～土器川潮止堰）

土器川の下流汽水域は、干潟やヨシ原が形成されている。干潟にはハクセンシオマネキやワカウラツボなどの重要種が生息し、カモ類の休息場、シギ・チドリ類の採餌場、休息場となっている。また、堆積した砂州上に繁茂するヨシ原は、オオヨシキリの採餌場となっており、水際の砂地にはハマサジやハママツナなどの重要種が生育する。このように当該地域は、干潟や汽水・海域特有の種がみられ、都市部における多様な河川環境を形成している。

このため、これらの動植物の良好な生息・生育・繁殖環境となっている干潟、ヨシ原を治水との調和を図りつつ、保全に努める。

(2) 河川景観に関する目標

河川景観の維持・形成については、治水・利水・環境や地域の歴史や文化等との調和を図りつつ、飯野山（讃岐富士）やのどかな田園地帯を背景とした眺めなど、地域の文化・風土に根ざした土器川らしい河川景観等の保全に努める。

なお、河川工事等を実施する際には、良好な景観と調和するよう努める。

区間別の目標は以下のとおりとする。

1) 土器川中流域（大川頭首工～国管理区間上流端）

山間部から扇状地へ抜ける扇頂部にあって、河川は堤防を有しない掘込河道形状

3. 河川整備計画の目標に関する事項

となっており、岩が露出した河床及び水が常時流れる水辺と河岸に連なる河畔林が一体となった良好な河川景観の保全に努める。

2) 土器川下流域（土器川潮止堰～大川頭首工）

川幅が広くなり、河床に広がるレキ河原と扇状地に広がる田園風景及び飯野山（讚岐富士）と一体となった土器川の河川景観の保全に努める。

また、瀬切れの発生がなく、日常的に河川水が見られる河口より2.8km付近の丸亀大橋から下流区間の水辺景観の保全に努める。

さらに、土器川に現存する霞堤空間の河畔林景観は、土器川の原風景であったことから、保全に努める。

3) 土器川下流汽水域（河口～土器川潮止堰）

感潮区間のため、潮位の干満に伴う多様な水辺景観となっており、河道内から沖合にかけて広がる干潟や水辺のヨシ原などの都市部における水と緑が調和した河川景観の保全に努める。

(3) 河川空間の利用に関する目標

人と川とのふれあいやレクリエーション、環境学習の場等の確保については、平成元年3月に策定された「土器川水系河川空間管理計画」を踏まえ、治水・利水・環境との調和を図り、地域の人々の生活の基盤や歴史・風土・文化を形成してきた土器川の恵みを活かしつつ、適正な河川の利用が図られるように努める。

また、関係機関や地域住民と連携し、貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人々が憩い・親しめ・学べる川づくりに努める。

さらに、河川敷や旧霞堤空間を利用した親水施設をつなぐ大規模自転車道を軸とした縦断的ネットワークと、河川周辺の各種文化施設等を土器川を横断する主要幹線道路をつなぐ横断的ネットワーク網による広域的な利用を関係機関と連携して推進する。

(4) 水質の改善に関する目標

河川水質については、河川の利用や多様な動植物の生息・生育・繁殖環境を考慮し、下水道事業等の関連事業や関係機関との連携・調整及び地域住民との連携の上、より一層の汚濁負荷の低減等によって水質の改善に努め、全川における環境基準の達成を目指す。